（在留資格の取消しに関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前に受けた上陸許可の証印等（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

（退去強制に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧法第二十二条の四第一項（第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次条において「新法」という。）第二十四条第四号ル（2）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者について適用する。

（在留資格認定証明書に関する経過措置）

第四条　法務大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であって新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があったときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条　第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　技能実習
第一節　技能実習計画（第八条―第二十二条）
第二節　監理団体（第二十三条―第四十五条）
第三節　技能実習生の保護（第四十六条―第四十九条）
第四節　補則（第五十条―第五十六条）
第三章　外国人技能実習機構
第一節　総則（第五十七条―第六十三条）
第二節　設立（第六十四条―第六十八条）
第三節　役員等（第六十九条―第八十一条）
第四節　評議員会（第八十二条―第八十六条）
第五節　業務（第八十七条―第九十条）
第六節　財務及び会計（第九十一条―第九十八条）
第七節　監督（第九十九条・第百条）
第八節　補則（第百一条・第百二条）
第四章　雑則（第百三条―第百七条）
第五章　罰則（第百八条―第百十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。）その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

2　この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号企業単独型技能実習（本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人（入管法第二条第二号に規定する外国人をいう。以下同じ。）又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。）

二　第二号企業単独型技能実習（第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

三　第三号企業単独型技能実習（第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

3　この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

二　第二号企業単独型技能実習生（第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

三　第三号企業単独型技能実習生（第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）